令和 8 年度 第 1 回彦根市入札監視委員会 議事概要

【日　　時】令和 8 年(2026 年)7 月 15 日(水) 午前 10 時から午前 11 時 50 分

【場　　所】彦根市役所本庁舎別館 2 階 別館 2A 会議室

【出 席 者】委 員：荒川委員長・石井委員・中辻委員・髙田委員・片野委員

事務局：契約監理室（西倉室長・奥村主務・箕浦主査・大野）

工事担当課：建築課、都市計画課、下水道建設課、上水道工務課

【傍 聴 者】なし

1 開 会（委員長）

2 議 事

(1)　入札および契約手続の運用状況等について ・・・・・・・・・ 資料 1-1～1-3

※　対象期間　令和 7 年 10 月から令和 8 年 3 月まで

事務局から、資料 1-1 資料 1-2 資料 1-3 参考資料 に基づき、一括して説明

＜質疑＞

委　　員：資料 1-3 について。これらが発覚した経緯は。

事 務 局：今回の指名停止措置は、対象業者が独占禁止法違反を行ったとして公正取引委員会から行政処分が出されたことを契機としている。その報道情報を県が掴まれて指名停止処分を行ったという流れである。

委　　員：独占禁止法の調査があって発覚したということでよいか。

事 務 局：そのとおり。

(2)　抽出案件の審議について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 1-4

※　抽出事案 8 件(一般 6 件、指名 0 件、随意契約 2 件)

【一般競争入札(様式第５号の１)】

①　R7 公共下水道野田山町ほか管渠築造工事

委員（抽出者）から、抽出理由等について説明。「金額が比較的大きい案件であるため工事内容を知りたい。また、参加 19 者に対して失格が７者と多く、入札金額が近寄っていることも気になった。」

事務局から、抽出事案説明書により入札経過の概要等について説明。また、抽出理由等への回答も言う。「土木工事については積算がある程度しやすく、標準単価どおりに積算すれば一定の金額に落ち着きやすいということがある。最低制限価格を予想して、できるだけ低い金額を入れられた結果、失格が多くなったものと考えている。」

＜質疑等＞

下水道建設課：本工事はマンホールや各家庭の汚水桝を設置する下水道管の工事で、直接道路を掘って下水道管を埋める。請負金額が１億円を超える工事ではあるが、過去の実績からして特別大規模な工事というわけではない。施工性や経済性、周辺への影響等を総合的に判断して一定の事業量を確保した規模で発注している。

委　　員：予定価格は事前公表か。最低制限価格は公表するのか。

事　務　局：どちらも事後公表している。

委　　員：失格になった業者の金額も公表されるのか。

事　務　局：失格は結果も金額も公表している。無効は結果のみで金額の公表はしていない。

委　員　長：無効というのは、入札しなかったということか。

事　務　局：今回は、入札参加条件であるＡランク以外の業者から入札があったことによる無効。そもそもの参加資格がないため「無効」とした。

※ 市長への答申等は、特になし

②　Ｒ７公共下水道正法寺町舗装復旧工事

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

委員（抽出者）から、抽出理由等について説明

「参加 28 者のうち 22 者が失格となっている。どういう経緯でこうなったのか知りたい。」

＜質疑等＞

事　　務　　局：舗装工事は土木工事と同様、材料、工法ともにシンプルで、国の標準単価表どおりに積算すれば一定の金額に落ち着きやすい傾向にあり、各業者が最低制限価格を予測して、ギリギリの金額の札を入れられることが多い。本件も各業者が最低制限ギリギリの価格で応札された結果と考えている。

委　　員：入札額が結構かたまっているが、これは同じ積算アプリを使った結果もしくは同じ計算式で計算した結果、同じ数字が出たと理解してよいか。

事　　務　　局：アプリを使われたかはわからないが、最低制限価格の算出方法の一部までは公表しているので、積算されて、ランダム係数を掛けるところで分かれたものと考えられる。

委　　員：①の土木工事は金額がばらついている。違いは何か。

下水道建設課：土木工事は色々な工種を組み合わせて積算するが、舗装工事は項目が少なく、設計条件もある程度誰が積算してもわかるような解釈のもので入力していけるため積算者の裁量があまりない仕組みになっている。

委　員　長：業者によって選択する工事の順番や工法が違うのではなく、一つの工事の中に色々な工事の種類があるということか。

下水道建設課：　そのとおり。

委　　員：入札参加の資格を得るには彦根市の工事を受注している必要があるか。

事　　務　　局：資格者名簿の登録や工事格付の昇格条件にはしていない。

※ 市長への答申等は、特になし

③　R7 公共下水道大藪町ほかマンホール蓋長寿命化工事

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

委員（抽出者）から、抽出理由等について説明

「参加 25 者のうち 22 者が失格となった理由は何か。また落札業者についても知りたい。」

<質疑等＞

事　務　局：本工事も舗装工事で、積算がしやすく設計金額の予測が比較的容易であるという特

徴がある。本件もギリギリの金額で入札した結果、最低制限価格を下回って失格となる業者が多くなり、最終くじ引きにより１者を決定する形となった。

委　　員：落札業者はどういった会社か。

事　務　局：土木や舗装の建設業許可を取得されている個人業者である。

委　　員：資料 1-2 によると下半期で落札案件が 3 件あるが、この業者が全部の工事をするのか。下請に出すのか。

下水道建設課：舗装の切断や区画線の復旧といった特殊な技術・設備を要する工事は専門の業者と下請契約をして工事をされたが、その他の蓋の交換工事や舗装工事については自社で実施されている。

委　　員：どれくらいの業者規模でできる工事か。

下水道建設課：蓋の交換工事であれば 4 名程度いれば充分対応できる。

※ 市長への答申等は、特になし

④　R7 彦根市内配水管布設跡舗装復旧工事(その 2)

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

委員（抽出者）から、抽出理由等について説明

「こちらも似たような傾向として抽出した案件。失格者が非常に多い。落札業者が下半期で 2 件落札している点も気になった。」

＜質疑＞

事　務　局：失格者が多くなった理由として、本件も舗装工事であることが挙げられる。積算がしやすく、最低制限価格ギリギリの金額で入札をされた結果、失格が多数出たものと考えられる。同額で 6 者が並び、最終的にくじ引きにより落札者が決定した。

上水道工務課：施工箇所が点在している点に特徴はあるが、工種はシンプルである。各社の積算額にばらつきが出にくい工事内容であったと考えている。

委　　員：資料 1-2 で土木と舗装の落札者をみると、5、6 業者で大半の案件を占めているように見受けられる。土木であれば 15 ~20 者、舗装であれば 30 者近くの入札参加

がある中で、落札業者が少数業者に偏っているのではないか。

事　務　局：極端に偏っているというより、全体としてはある程度ばらついていると認識している。業者側でも受注できていない時は積極的に入札に参加し、受注できた後は技術者の関係等で参加を控えるといった調整がなされていると考えられる。

委　　員：想定の範囲内という認識か。

事　務　局：いくら正確に積算しても、最終的に最低制限価格設定におけるα値が影響したり、くじ引きになったりするため、同じ業者に極端に集中することはないと考えている。土木や舗装は積算がしやすい傾向があるため、各者の積算能力の差や、年度ごとの工事内容による得意・不得意が、落札結果の差として表れているものと捉えている。

委　員　長：くじ引きは、どのような仕組みで実施するのか。

事　務　局：業者が設定した数字とシステムがランダムに選んだ数字を合算し、さらに同額となった業者数で割って算出する。市側からも意図的に操作したり、恣意的に落札者を決定したりすることは技術的にできない仕組みになっている。

※ 市長への答申等は、特になし

⑤　ひこね市文化プラザ屋根改修工事

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

委員（抽出者）から、抽出理由等について説明

「1 回目の入札に参加した 4 者すべてが予定価格を超過。うち 3 者は予定価格を大幅に上回っていたが、2 回目には全者が予定価格に納まった。どういう経緯だったのか。」

＜質疑＞

建　築　課：本工事は屋根の塗膜防水工事である。1 回目の不調は、一般的なシーリングメーカーと塗膜防水メーカーが販売しているシーリング材の単価の乖離が原因と推測している。

委　　員：シーリング工事の単価の乖離によって全体の工事費が高くなったということか。

建　築　課：そのとおり。1 回目は塗膜防水材料とシーリング材を塗膜防水メーカーから一括調

達し、2 回目は塗膜防水材料のみを塗膜防水メーカーから購入し、シーリング材は一般的なシーリングメーカーで調達したことで予定価格の範囲内に下がったものと推測している。

委　　員：「専門業者のシーリング材ではなく汎用品でよい」という点は、仕様書では伝わらない情報か。

建　築　課：伝わるよう記載しているが、業者側で何らかの誤解や独自の判断があり、1 回目の入札においては予定価格超過につながったものと考えている。

委　員　長：1 回目の入札が不調に終わった段階で、業者側にどんな情報が開示されるのか。

事　務　局：2 回目の応札時間と合わせて、1 回目入札時の最も低い応札額(最低入札額)が業者名非公表で提示される。最低入札額より高い額で再入札すると失格になる。

委　　員：応札業者の中に住所や代表者の苗字が同じ業者がある。入札談合は話し合いがしやすい環境で生じやすい。公平な入札を担保する観点から、話し合いがしやすい環境にあるような業種は注視しておく方がよい。

事　務　局：「談合等の不正行為を疑われるような動きがないか、今後も注視する」というご意見として承る。

※ 市長への答申等は、特になし

⑥　R7 天王山系送水管布設替工事（その 3）

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

委員（抽出者）から、抽出理由等について説明

「金額が一番大きい案件だが予定価格超過も失格もなかった。金額が大きい割にすんなり落札された印象があるが、その理由があれば知りたい。また工事内容についても知りたい。」

<質疑>

上水道工務課：本件は、施工区間が約 110mの水道工事である。水道工事は道路を重機で掘削するのが一般的だが、本件は地下約 10mの深さに縦穴を掘り、そこから横方向にトンネルを掘り進める推進工法を採用している。大きい管を入れるというのもあるが、地下の工事で、推進機械を使用して据付用の水道管を押し進めていくような

工事であるため、非常に高額な施工費用となった。

委　　員：これは特殊な工事になるのか。

上水道工務課：水道ではここ何年かはあまり出ていないが、下水道では行われている推進工で特に珍しい工事ではない。下水道管は１回推進管を押してその管を使用するが、水道管の場合は１回押し進めた管の中にまた管を押していく。その点が下水道との違いだが、推進工法としては珍しいものではない。

委　　員：超過も失格もなかった要因はなにか。

上水道工務課：一般的な工法であるため金額の差は各者の積算能力の差によるものと考えられるが、できる限りわかりやすいように設計しているため、積算に大きく悩むようなことはなかったと推測される。

事　務　局：応札業者はいずれもそれなりに実績等がある業者で、積算も大きなブレがなかったため、入札額が予定価格と最低制限価格の範囲に収まる形となった。

委　　員：従業員があまりいないようだが、自社ですべてやり遂げられるのか。下請業者が入ることになるのか。

上水道工務課：推進工法等は下請業者が入ると思われる。

※ 市長への答申等は、特になし

【随意契約(様式第５号の３)】

⑦　R7 金亀公園テニスコート夜間照明改修工事

事務局から、抽出事案説明書により、随意契約の概要等について説明

委員（抽出者）から、抽出理由等について説明

「公募型プロポーザル方式を採用した理由と何者から提案があったのか知りたい。」

<質疑>

都市計画課：テニスコートの電気照明は各メーカーから多種多様な製品が販売されているため、よりよい製品や優れた提案を幅広く求める目的で公募型プロポーザル方式を採用した。参加業者については２者から提案があった。

委　　員：プロポーザルは初めてか。

都市計画課：公園では、テニスコートの人工芝や遊具で実績がある。

委　　員：その際も参加業者は 2、3 者程度か。

都市計画課：概ね 2、3 者程度の参加となっている。

委　　員：夜間照明改修工事において、この方式を採用したのは今回が初めてか。

都市計画課：初めてである。

委　　員：今後もこのような照明工事が定期的に発生していく予定か。

都市計画課：今回は水銀灯からＬＥＤ照明への更新工事であるため、今後同種の工事が継続的に発生することはない。

委　員　長：公募型プロポーザル方式による業者選定は、内容だけで決めるのか。

都市計画課：内容と金額の両方を評価の対象としている。施工実績、地元企業点、ＬＥＤ照明の品質仕様、維持管理、施工管理、積極性といった評価基準項目を設け、総合的に判断している。

委　員　長：提案内容はよいが金額が高い場合や、その逆の場合など、どのように採点するのか。

都市計画課：評価委員会を設置し、各項目の配点や金額に対するウェイト等を整理した上で基準を定めている。その基準に基づいて採点し、最も合計点の高かった業者を選定する。

委　員　長：予定価格を知ったうえで積算するのか。あるいは知らない状態でするのか。

都市計画課：予算規模に応じて提案する金額の上限額をあらかじめ設定し、参加業者にはその上限額の範囲内に納まるように提案をしていただく形になる。

※　市長への答申等は、特になし

⑧　彦根城国宝･重要文化財建造物防災施設整備工事　工事監理委託業務

事務局から、抽出事案説明書により、随意契約の概要等について説明

委員（抽出者）から、抽出理由等について説明

「設計業務委託業者以外には実施が難しいということで随意契約になったかと思うが、他業者では難しい理由と予定価格の決定方法について説明願いたい。」

＜質疑＞

建　築　課：随意契約の理由は、対象が国宝であり、文化庁の承認を受けた「文化財建造物修理

主任技術者」でないと対応できないという点から判断している。当該業者を監理業者として選定した理由は、令和 5 年度に本件の実施設計を行っており、実施設計の内容を把握しているためである。

事　務　局：予定価格は、工事発注課から設計の積算資料をいただき、それを基に予定価格調書作成者が算出している。基本的には、設計金額と同額とお考えいただければよい。

委　　員：この工事は今後も継続的に発注していく予定か。

建　築　課：令和 14 年度までの工事内容を網羅して実施設計を行ってもらっているため、令和 14 年度までは継続的に契約予定である。

委　　員：総額でどれぐらいになるのか。

建　築　課：工事自体は令和 14 年度まで続くが、現在実施している工事範囲は令和 9 年度で一旦区切りとなるため、工事監理業務も令和 9 年度で終了する。令和 10 年度以降は、また別工事、別業務として新たに発注する予定である。

委　　員：令和 10 年度以降も同じような工事内容になるのか。

建　築　課：今回は彦根城、彦根山付近を拠点として整備していく計画である。現在は「お堀の内側」の工事を行っている。令和 10 年度以降は「お堀の外側」の工事を進める。

委　　員：令和 10 年度以降の工事も今回の業者でないと対応が難しいということか。

建　築　課：実施設計を行ってもらっているので基本的にはそうなると考えている。

事　務　局：もう一度業者を選定することになるため、随意契約とする場合には契約審査委員会に諮り、そこで随意契約がやむを得ないかどうかの判断を行うことになる。あくまで引き続き当該業者が選定される可能性が高いという状況であり、現時点で確定しているわけではない。

委　　員：天守の消火設備（スプリンクラー）の工事がもう少し前にあったと思うが、その時も同じ業者が担当していたのか。

建　築　課：同じ業者である。令和 6 年度に主に天守周りを対象として実施した。

委　　員：実施設計を行った業者でなければ工事監理もできないのであれば、最初から設計とセットで発注する方が合理的だと思うが、切り離すのが一般的なのか。

建　築　課：設計段階では工事をどのような年度割りで発注していくか方針が定まっていなかったため、設計と監理を分けて発注した。

※　市長への答申等は、特になし

3　その他

委員からの意見

委　員：資料 1-2 によると最低制限価格未満による失格者数がかなり多いが、彦根市では最低制限価格は入札前に決めているのか。

事務局：入札前に決めているが、公表はしていない。

委　員:「変動型最低制限価格制度」を導入する予定はあるか。市の財政が厳しい状況にあるので、より安価な価格を提示した業者を選定できる可能性の一つの方策として、システムの見直しを検討する余地があるのでは。

事務局：現時点では変動型の最低制限価格制度を導入する具体的な検討は行っていないが、今回のご指摘を問題意識として受け止め、今後の研究・勉強課題とさせていただきたい。

委　員：変動型の問題点もいくつか出てきている。

委員長：問題点とは何か。

委　員：結果的に落札額が高くなるケースがあると聞いている。

委　員：事後決定方式の場合、入札者が操作できてしまう可能性（操作性）が指摘されており、結果として安く落札できるはずがうまくいかないという問題があると聞いた。

委員長：変動型最低制限価格制度は、工事類型には関係なく導入されているということか。

委　員：そのとおり。

事務局：過度な低価格での落札はダンピングを招く恐れがある。労務費などの適切なコストを一定程度確保する観点も必要である。

事務局から「次回委員会を 12 月頃に予定していること、委員の任期が今年度までとなっているため、年度末には改選に向けたご相談をさせていただきたいこと」について説明した。

4　閉　会

契約監理室長挨拶